

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）参照条文

◎ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（関税割当制度）

第九条の二 別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

◎ 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用）

第八条の五（省略）

2 関稅定率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関稅定率法 別表の番号	品名	税率
〇七・一三 〇七一三・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。） えんどう（ピスム・サティヴム） 二 その他のもの (二) その他のものうち この号の二の(二)に掲げるえんどう、第〇七一三・三二二号に掲げる小豆、第〇七一三・三三三号の二の(二)に掲げるいんげん豆、第〇七一三・三九号の二の(二)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第〇七一三・五〇号の二の(二)に掲げるそら豆及び第〇七一三・九〇号の二の(二)に掲げるその他の乾燥した豆について、一二〇	

〇七二三・三二	、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	一〇%
〇七二三・三三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）のうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%
〇七二三・三四	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス） 二 その他のもの （二）その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%
〇七二三・三五	バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア） 二 その他のもの （二）その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%
〇七二三・三九	ささげ（ヴィグナ・ウンダイクラタ） 二 その他のもの （二）その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%
〇七二三・五〇	その他のもの 二 その他のもの （二）その他のものうち 共通の限度数量以内のもの そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル） 二 その他のもの （二）その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%
〇七二三・六〇	き豆（カヤヌス・カヤン） 二 その他のもの （二）その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%

<p>〇七二三・九〇</p>	<p>(一) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの その他のもの</p> <p>二 その他のもの (二) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの</p> <p>麦芽(いつてあるかないかを問わない。) いつてないものうち この号のいつてない麦芽及び第一一〇七・二〇号のいつた麦芽について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの</p>	<p>一〇%</p>
<p>一一・〇七 一一〇七・一〇</p>	<p>いつたものうち 共通の限度数量以内のもの</p>	<p>無税</p>
<p>一一〇七・二〇</p>	<p>いつたものうち 共通の限度数量以内のもの</p>	<p>無税</p>

◎ 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)(抄)

(関税割当てをする物品及びその数量)

第一条 関税暫定措置法(以下「暫定法」という。)第八条の五第二項に規定する政令で定める物品は、この政令の別表に掲げる物品とする。

2 別表に掲げる物品につき暫定法の別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量は、それぞれ別表の期間の欄に掲げる期間につき同表の下欄に掲げる数量とする。